

倫理研修規程

(平成九年五月二十三日会規第四十二号)

改正 平成一三年一〇月三十一日

同 二六年一二月 五日

(目的)

第一条 この規程は、日本弁護士連合会（以下「本会」という。）が会員（弁護士及び特別会員をいう。以下同じ。）を対象とする弁護士の綱紀及び倫理に関する研修（以下「倫理研修」という。）を実施するために必要な事項を定めることにより、会員の綱紀を確立し、倫理を保持することを目的とする。

(研修の実施)

第二条 本会は、毎年規則で定める時期に倫理研修を実施する。

(研修参加の義務)

第三条 会員は、規則で定める時期に倫理研修に参加しなければならない。

2 会員が前項の倫理研修に参加しなかったときは、それ以後の直近に実施される倫理研修に参加しなければならない

- 1 -

らない。

(倫理研修の委託等)

第四条 本会は、弁護士会又は弁護士会連合会に倫理研修の実施を委託することができる。

2 本会は、弁護士会又は弁護士会連合会が実施する弁護士の綱紀及び倫理に関する研修をもって、倫理研修とみなすことができる。

(規則への委任)

第五条 この規程に定めるもののほか、倫理研修の実施に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この規程は、平成九年五月二十三日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一〇月三十一日会規第四八号)

弁護士法人制度創設に係る弁護士法改正に伴う会規（外国特別会員関係を除く）の整備に関する規程 第一条改正)

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一二月五日会規第一〇二号)

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国

- 2 -

弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係を除く。）の整備に関する規程

第一条、第二条、第三条、第四条、第五条  
改正）抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

（平成二十七年政令第四一四号で平成二十八年三月一日から施行）